

2 児童相談所における里親委託や里親支援等の実施体制

【制度の概要】

(里親委託に関する業務)

こども家庭庁が定める「里親委託ガイドライン」（平成23年3月30日付け雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、都道府県市における里親に関する業務（里親委託や里親支援等に関する業務を総称して「里親に関する業務」という。以下同じ。）を次表のように列挙している。

表2-① 里親に関する業務

<行政事務や里親委託の措置に直接係る業務（児童相談所が直接行う必要がある業務）>
① 認定・登録に関する事務（里親の登録申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新の受理等）
② 委託に関する事務（里親委託の措置の決定）
③ 里親指導・連絡調整（レスパイト・ケア ¹⁷ の利用決定）
④ 里親委託の解除（委託解除の決定）
<上記以外の業務（児童相談所が外部委託することが可能な業務）>
⑤ 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）
⑥ 里親候補者の週末里親等の調整（こどもと里親候補者の交流機会等）
⑦ 里親への研修（登録時の研修、更新時の研修、その他の研修）
⑧ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、こどもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となるこどもの特定のための事前調整等）
⑨ 委託に関する事務（里親委託の対象となるこどもの特定、こどもの発達や特性、保護者との関係等に係るアセスメント、委託する里親の選定、措置に当たつての里親やこどもへの説明、自立支援計画の作成）
⑩ 里親指導・連絡調整（養育上の助言、養育状況の把握、実親（保護者）との関係調整、自立支援計画の見直し）
⑪ 里親家庭への訪問相談、電話相談
⑫ レスパイト・ケアの調整
⑬ 里親サロンの運営（里親相互の交流）
⑭ 里親会活動への参加勧奨、活動支援

¹⁷ 委託児童を養育している里親が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親、ファミリーホームを活用して当該児童の養育を行うことができる（「里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助の実施について」（令和4年2月18日付け子発0218第3号厚生労働省子ども家庭局長通知））。

- ⑯ 里親委託の解除に当たってのこどもや里親への対応
- ⑰ アフターケアとしての相談

(注) 「里親委託ガイドライン」に基づき、当省が作成した。

(児童相談所の体制、児童福祉司の配置基準)

児童相談所は、令和6年4月時点で、全国に234か所設置されている。児童相談所には、児童福祉司、指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）、児童心理司、医師及び保健師を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされている¹⁸。

このうち、児童福祉司は児童相談所の業務上骨格をなす職員で、相談の受理から対応方法の決定、その後の指導に至る一連の過程において、家族や関係機関との連絡・調整の中的な役割を担う。児童福祉司の児童相談所への配置基準¹⁹は、その重要性に鑑み法定されているが、国は、児童相談所における児童虐待対応件数の増加が続いていることなどを踏まえ、児童虐待に関する対策強化の一環として、「児童相談所強化プラン」（平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定）及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、令和4年度までに、平成27年度に比して児童福祉司を2,330人程度増員することとした。その後、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）を策定し、令和6年度までに、4年度に比して児童福祉司を1,060人程度増員することを目指している。

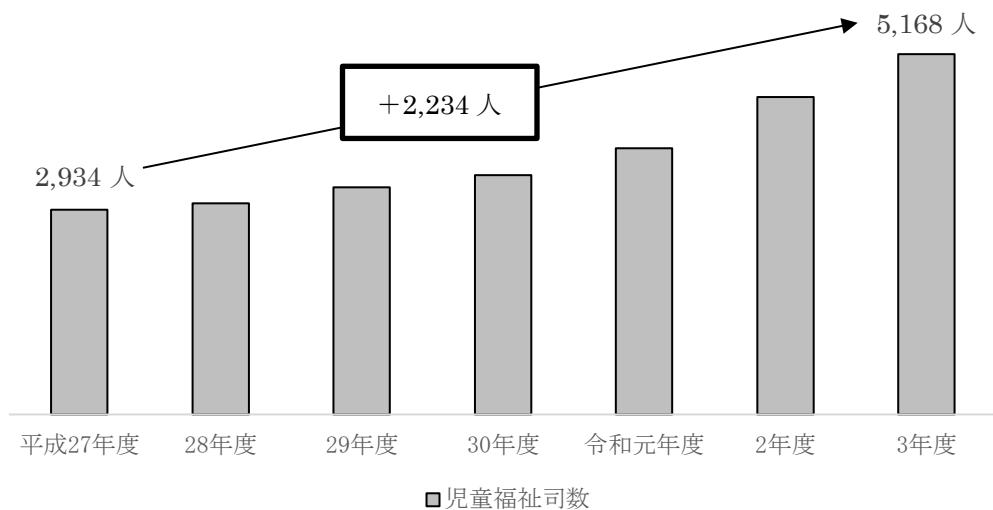
また、こども家庭庁は、「里親委託ガイドライン」において、都道府県市に「改正児童福祉法において家庭養護を原則として取り組むことが明確化されたことを踏まえ、専任職員を配置するよう努める」よう求めている。

これらの結果、次図のとおり、児童福祉司数は近年増加している。

¹⁸ 児童福祉法第12条、第12条の3及び第13条

¹⁹ 配置基準は資料2-1参照

図 2-① 児童福祉司数の推移（全国）



(注) 1 こども家庭庁の資料に基づき、当省が作成した。

2 各年度 4月 1日時点の人数である。

（外部委託）

里親に関する業務は、本来、児童相談所が行うものであるが、上記表 2-①に示すように、新規里親の開拓、里親への研修、委託後の支援などの業務（行政事務や里親委託の措置に直接係る業務以外の業務）について、児童福祉法等では、その業務の全部又は一部を適切に行うことができる民間機関（児童養護施設、乳児院、里親会、NPO 法人等）に委託することができるとされている²⁰（これらの民間機関に委託できる業務を「フォースタリング業務」という。以下同じ。）。

こども家庭庁は、原則的には児童相談所が一貫してフォースタリング業務を実施することが望ましいが、必要に応じて、児童養護施設や乳児院等の民間のノウハウを活用しつつ重層的に支援を行っていくとの考えに基づき、外部委託に係る経費の一部を国が負担²¹することにより、外部委託を推進している。

こども家庭庁は、民間機関への委託について、「委託決定の権限をもつ児童相談所とは異なる立場にあるため、里親とチームを組みやすく、里親の思いに寄り添ったサポートやスーパービジョン²²が行いやすい」、「人事異動がある行政機関とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材の確保及び育成により、フォースタリング業務に関する専門

²⁰ 児童福祉法第 11 条第 4 項、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 41

²¹ 「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」を交付（補助率は国庫負担 1/2、「里親委託加速化プラン」の採択を受けている都道府県市が行う事業については、2/3 にかさ上げ）

²² 里親が児童を養育する様々な場面において、民間機関のソーシャルワーカーが里親の適切な対応を支持、承認することなどを指す。

性と経験を蓄積するとともに、里親との継続的な信頼関係を築くことで、高度な実践が可能となる」等のメリットがあるとしている。また、フォースターリング業務は、「里親の強みと課題を理解し、里親やこどもとの間の信頼関係を築く観点から、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましく、民間機関に委託する場合には、「一部の業務のみを委託することも可能であるが、一連の業務を包括的に委託することが望ましい」としている²³。

なお、フォースターリング業務を実施する民間機関は都道府県市から「里親支援機関」に指定され、そのうちフォースターリング業務を包括的に実施する機関は「民間フォースターリング機関」に位置付けられる²⁴。

また、民間フォースターリング機関には「里親等相談支援員²⁵」・「里親リクルーター²⁶」などが配置され、その業務内容は里親家庭への訪問支援や里親制度等の説明会の実施などとされている。これらの業務は児童相談所が実施する業務と重複するが、フォースターリング業務を外部委託する場合の委託先との役割分担について、こども家庭庁は、「フォースターリング業務を民間フォースターリング機関に委託して実施する場合は、事前に、児童相談所と民間フォースターリング機関との間で、業務の趣旨・目的、成果目標、役割分担などについて、十分な調整と共有を図ることが必要である」としている²⁷。

さらに、こども家庭庁は、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うため、令和6年4月から里親支援センターを設置している。里親支援センターは、具体的な業務として、i) 里親制度等普及促進・リクルート業務、ii) 里親等研修・トレーニング等業務、iii) 里親等委託推進業務、iv) 里親等養育支援業務、v) 里親等委託児童自立支援業務を全て実施するとされている²⁸。

【調査結果】

(1) 児童相談所の体制整備の実施状況

調査した29児童相談所において、平成27年度から令和3年度までの隔年における里親に関する業務の実施体制を調査したところ、同期間における職員数を把握できた25児童

²³ 「「フォースターリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について」（平成30年7月6日付け子発0706第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）（資料2-3）

²⁴ 「里親支援機関」「民間フォースターリング機関」等の関係図（イメージ図）は資料2-2参照

²⁵ 里親等の養育の負担を軽減するために、里親等への訪問支援や里親等の相互交流の支援などを実施

²⁶ 新規の里親を確保するために、里親経験者又は養親による講演会や里親制度等の説明会等を積極的に実施するなど、里親制度等の広報活動などを実施

²⁷ 「「フォースターリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について」（資料2-3）

²⁸ 里親支援センターは児童福祉施設に位置付けられ、事業のために支出した経費の2分の1を国庫負担することとされている（資料2-4）。

相談所で里親に関する業務を実施している職員（児童福祉司以外の職員を含む。）の合計数は、平成 27 年度の 108 人（1 児童相談所当たり平均約 4.3 人）から令和 3 年度には 150 人（同 6.0 人）と約 1.4 倍に増加していた。

一方で、令和 3 年度における児童福祉司の配置状況をみると、配置基準以上又は同基準どおりに児童福祉司を配置しているところは 17 児童相談所にとどまっていた。また、同年度における里親養育支援児童福祉司（里親に関する業務を専担する児童福祉司）の配置状況をみると、配置基準以上又は同基準どおりに里親養育支援児童福祉司を配置しているところは 25 児童相談所となっていた。

児童福祉司の配置数が配置基準に達していない 11 児童相談所²⁹のうち 10 児童相談所は、その理由について、「募集をかけても希望者が集まらず、人材を確保できなかつたため」などとしていた。

他方、令和 3 年度に配置基準どおりに里親養育支援児童福祉司を配置している児童相談所のうち 5 児童相談所は、里親支援の充実を図るため、4 年度以降、里親養育支援児童福祉司を配置基準以上に増員しているが、その効果として、次のとおり、「里親制度の周知啓発に人員を割けるようになったことで里親登録数が増加し、結果として里親等委託率の向上につながった」とする例がみられた。

事例 2-① 里親養育支援児童福祉司を増員した結果、里親等委託が推進された例

事例の内容
(経緯) 児童相談所は、より積極的に研修や家庭訪問などの支援等を行うため、平成 26 年度に里親支援の専任職員を配置し、27 年度に 1 人増員した。くわえて、国の「家庭養育優先の原則」推進の下、令和 3 年度に里親養育支援児童福祉司を配置し、その後も 4 年度、5 年度に同福祉司を 1 人ずつ増員して体制強化を図った。 里親養育支援児童福祉司等を増員したことで、i) 「里親制度説明会」の回数増加（平成 27 年度：2 か月に 1 回→令和 4 年度：月 2 回）、ii) 養子縁組里親登録者に養育里親登録も併せて行うことの案内（例年 6 割ほど登録）などの取組を充実させることができた。
(効果) これらの取組により登録里親数が増加し、里親等委託率は、平成 26 年度に 35.4% であったが、28 年度に 50% を超えて以降、高水準を維持できている（令和 4 年度：53.2%）。

(注) 当省の調査結果による。

²⁹ このほか、1 児童相談所は令和 3 年度の配置基準を「不明」としていた。

このように、児童相談所においては、体制強化により里親委託が推進された例がみられた一方、人材確保の困難さから配置基準に満たない人員しか確保できない状況もみられた。

(2) 外部委託の実施状況

こども家庭庁が、外部委託により必要に応じて民間のノウハウを活用して重層的に支援を行っていくとしていることを踏まえて、外部委託の効果等を把握する観点から、29都道府県市³⁰における外部委託の実施状況を調査したところ、13都道府県市は里親に関する業務を包括的³¹に外部委託していた。

他方、12都道府県市は里親に関する業務の一部を外部委託しており、4都道府県市は外部委託を実施していなかった。

外部委託している業務については、次表のとおりであり、マッチング、支援計画作成などの業務は他の業務と比べて外部委託している都道府県市が少なかった。

表 2-② 外部委託している業務内容（調査対象都道府県市）

（単位：都道府県市）

委託業務	都道府県市数
里親制度等普及促進・リクルート事業	21
里親研修・トレーニング等事業	24
里親委託推進等事業（マッチング、支援計画作成など）	13
里親訪問等支援事業（家庭訪問、相談、里親同士の相互交流など）	21
家庭訪問	19
相談	18
里親同士の相互交流	21

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査対象都道府県市のうち、調査対象児童相談所における事業の活用状況を把握した。

外部委託を実施していない又は一部のみ外部委託している都道府県市にその理由を聴取したところ、次表のとおり、「委託先が見つからなかったため」、「児童相談所が直接実施すべき業務と考えているため」などとしていた。

³⁰ 外部委託についてはその実施の可否を判断する都道府県市に調査を実施した。

³¹ 今回調査した六つのフォースタッキング業務（里親訪問等支援事業は家庭訪問、相談、里親同士の相互交流に細分化）全てを外部委託している場合を「包括的に外部委託」としていると整理した。

表 2-③ 外部委託を実施していない理由

(単位：都道府県市)

理由（類型）	都道府 県市数	主な内容
委託先が見つからぬいため (候補先のノウハウや人員の不足など)	9	外部委託先の要件として、i) 里親制度に関する十分な知識を有するとともに、広報、リクルート事業、里親登録に必要な研修の実施及び里親への指導相談といったフォースティング業務に必要な一連の事業を行うノウハウを有していること、ii) これらの事業を実施できる人員の配置が可能であることなどがあるが、これを満たす（委託した事業を実施する能力がある）事業者が見つからない。
児童相談所が直接実施すべき業務と考えているため	8	里親のリクルートや研修とは異なり、児童と里親とのマッチングや委託後の支援は、当該児童の生命や愛着形成など一生に関わる問題で常に適切な対応が求められるため、児童相談所が直接実施すべき業務と考えている。

(注) 当省の調査結果による。

一方、外部委託を実施している都道府県市にそのメリットや効果を調査したところ、支援の必要性を感じているが、体制上、十分に対応できていない業務（里親のリクルートや未委託里親への家庭訪問など）を外部委託することで支援の充実につながるとの意見があった。

実際に、表 2-④、⑤のとおり、外部委託未実施の児童相談所に比べて外部委託を実施している児童相談所の方が、相談窓口の対応可能日や受付時間が充実している状況や、家庭訪問実施率が高い傾向がみられた。

表 2-④ 外部委託の有無と相談受付体制（調査対象児童相談所）

(単位：児童相談所)

区分	児童相談所数	相談担当者 1 人当たりの里親数			対応日		対応時間		受付方法	
		10人未満	10人以上50人未満	50人以上	休祝日可	休祝日不可	夜間可	夜間不可	メール、SNS可	メール、SNS不可
外部委託未実施（児童相談所のみで受付）	12	2	9	1	1	11	1	11	0	12
外部委託実施（児童相談所及び外部委託先団体で受付）	17	7	10	0	12	5	6	11	8	9
計	29	9	19	1	13	16	7	22	8	21

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 調査日時点における実績である。なお、外部委託実施の児童相談所数は、調査日が異なる等の理由から上記表 2-②の相談業務の外部委託数（18 都道府県市）とは一致しない。
- 3 相談担当者には児童福祉司のほか非常勤職員（里親等委託調整員³²など）を含むが、里親支援専門相談員³³の人数は含まない。
- 4 「相談担当者 1 人当たりの里親数」は、「児童相談所管内の登録里親数（令和 3 年度又は 4 年度）」を「相談担当者数（令和 5 年度）」で除して算出した。

表 2-⑤ 外部委託の有無と里親家庭訪問の実施状況（調査対象児童相談所）

(単位：児童相談所、世帯、%)

区分	児童相談所数	里親登録世帯数	家庭訪問世帯数	家庭訪問実施率
家庭訪問を外部委託していない児童相談所	10	741	491	66.3
家庭訪問を外部委託している児童相談所	9	1,057	834	78.9

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 令和 3 年度の児童相談所及び外部委託先団体（フォスタリング業務を外部委託された団体に限る。）の家庭訪問世帯数を把握できた 19 児童相談所の実績である。
- 3 表中の割合は、小数第二位を四捨五入している。

また、外部委託を実施している都道府県市からは、そのメリットや効果について「未委託里親への家庭訪問を外部委託しているが、里親にとっては、児童相談所が里親委託の措置権限を有しており本音を吐露しにくい部分があるため、外部委託先団体の家庭訪問では、

³² フォスタリング業務を外部委託する場合に配置することができ、里親とのマッチングや自立支援計画の作成を担当する職員

³³ 里親委託の推進及び里親支援の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に配置され、所属施設の入所児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援などを実施する職員

児童相談所との面談では表れない一面や本音を把握することができ、里親登録後のフォローに役立っている」との意見が聴かれた。

さらに、外部委託を実施している都道府県市から、外部委託を実施するに至った経緯を聴取したところ、次のように、当初は「委託先が見つからない」、「児童相談所が直接実施すべきと考えており、民間機関に里親に関する業務を任せることに懸念がある」など外部委託を実施していない理由（上記表 2-③参照）と同様の課題等があったものの、関係機関で新たな法人等を設立する、委託後しばらくの間は児童相談所が外部委託先団体と業務を一緒に実施し信頼関係を構築するなどの工夫により、当初の課題を解決しながら外部委託の実施や委託後の支援を行っている例がみられた。

事例 2-② 課題を解決しながら外部委託の実施や委託後の支援を行っている例

No.	事例の概要	
1	外部委託先団体の種別	外部委託時期
	一般社団法人	令和 3 年 10 月
(経緯)		
令和 2 年度に都道府県市、児童相談所、市町村、里親連合会、施設関係者等の関係機関によるワーキンググループを設置した。ワーキンググループでは、フォースターリング業務・機関の在り方について検討を実施し、i) 児童相談所や里親会、児童養護施設など都道府県市内の様々な関係機関が関わることができる一元的な体制で実施すること、ii) 児童相談所ごとにフォースターリング業務・機関を分けずに、都道府県市内全域を対象として一つの機関がフォースターリング業務を実施することなどの方針を共有した。		
令和 2 年度後半から 3 年度前半にかけて、上記の方針に基づくフォースターリング業務の実施体制について関係機関で協議したが、既存の団体では受皿となり得る団体がなかった。そこで、里親連合会会長と児童養護施設等連絡協議会会長によるリーダーシップの下、里親連合会、児童養護施設等連絡協議会及びファミリーホーム運営者が連携して新たな法人を設立することでフォースターリング業務を実施する体制を整えることとし、令和 3 年 7 月に一般社団法人が設立された。同月、入札を実施し、唯一提案があった同法人と委託契約を締結して、同年 10 月に民間フォースターリング機関が発足しフォースターリング業務を開始した。		
(委託後の指導・支援)		
委託契約締結後から業務開始に至るまでの約 2 か月半の準備期間は、隨時、民間フォースターリング機関と都道府県市及び児童相談所との間で、業務執行体制や児童相談所との役割分担等について協議を実施した。特に、里親家庭への訪問支援（注）については、フォースターリング機関による訪問支援が必要な場合、児童相談所が民間フォースターリング機関に文書により支援を依頼しケース概要を共有する、民間フォースターリング機関は訪問支援が終了し次第、その結果を児童相談所に報告するという形式で運用することとした。		

(注) 虐待相談対応が増加する中、児童相談所のみでは里親家庭への訪問支援に十分に対応できおらず、重層的な支援が可能となることは、民間フォスタリング機関を発足させるメリットの一つとして以前から関係者間で認識されていた。

業務開始後も随時協議を行うとともに、毎月1回、民間フォスタリング機関、都道府県市及び各児童相談所による定例の打合せを実施し、実績及び予定の共有、運用に関する課題（児童相談所と外部委託先団体の円滑な情報共有方法等）についての協議を実施している。

また、児童相談所が実施する里親登録希望者の初回の面接に、民間フォスタリング機関の職員も同席させ、面接時の聴取内容等の調整・確認を行うことで、児童相談所が実施する面接と民間フォスタリング機関が実施する面接とで内容の差異が生じないようにした。

2	外部委託先団体の種別	外部委託時期
	社会福祉法人及び里親会による共同組織	平成29年1月

(経緯)

平成28年の5月頃、都道府県市から里親会にフォスタリング業務の委託について打診し、事業委託の実施に向けて検討を進めていたが、里親会の体制面や予算面が十分ではなかったことから事業委託の調整が難航した。

そこで、都道府県市は、管内の社会福祉法人（児童養護施設等を運営している法人）に相談したところ、当初、同法人は業務多忙で難色を示していたものの、平成28年10月頃、同法人が里親会に体制面や予算面で協力することで調整が付き、里親会と社会福祉法人が共同で実施する運びとなった。その後、同28年11月以降、諸手続を経て、29年1月から業務を開始した。

(委託後の指導・支援)

外部委託後、児童相談所から民間フォスタリング機関に対して、特に家庭訪問については、民間フォスタリング機関単独で行わず、児童相談所に情報共有を行うことを依頼していた（注）。

（注）外部委託を検討し始めた当初、児童相談所には、里親に関する業務等に第三者の民間機関が入ることについて、実績がないこと等により不安視する意見があった。そもそも、里親に関する業務に民間機関が参入することは想定しておらず、特に里親への家庭訪問やマッチングは児童相談所の中でも核となる業務であり、民間機関が参入することへの不安感があった。

児童相談所と民間フォスタリング機関は、里親委託後の支援等の現状を共有するため、月1回の打合せを行うなどお互いの考え方の擦り合わせを行いながら、業務を開始してから1、2年は、両者が一緒に家庭訪問を行った。家庭訪問を続けていく中で、お互いの信頼関係を構築することができ、その後は、民間フォスタリング機関が家庭訪問前の児童相談所への連絡を徹底した上で、同機関が単独で家庭訪問を実施することで特段の問題がなく業務を進めることができている。

（注）当省の調査結果による。

このように、外部委託によるメリットや効果は一定程度認められる一方で、外部委託に当たって留意すべきと考えられる点として、14 都道府県市³⁴から、「児童相談所、民間フォースターリング機関、地域の里親支援機関等、担当者が多くいることで、i) 里親の相談に対応する窓口が一本化されず、里親が困惑すること、ii) 様々な支援機関が関わることによって、それぞれの意見や対応方針にズレが生じ、支援方法が機関によって異なってしまうことがある」といった意見が聽かれた。

このような課題に対しては、「児童相談所等と里親との情報共有の場で役割分担をより一層明確化し、里親に認識してもらうよう努め、関係機関による里親支援連絡協議会の定期例会を増やして、関係機関同士、より詳細な情報共有を行う」、「児童相談所等からの意見要望を受け、当該都道府県市独自で役割分担を作成して関係機関と共有している」など、現場の工夫で対応している例がみられた。

ただし、令和 6 年 4 月に発足した「里親支援センター」に関しては、複数の都道府県市から、調査日時点において「里親支援センターのイメージが全く分からず困っており、里親支援の推進に当たっての里親支援センターに国が求める役割や業務範囲等を明確に示してほしい」との意見が聽かれた。

【まとめ】

里親委託を更に推進していくためには、後述 3(2)アのとおり、登録里親を増やした上で、里親の希望と児童の属性等のミスマッチを解消することが重要である。これらを実現するには、登録里親を増やすためのリクルート活動や未委託里親への支援を積極的に行うとともに、安定的な養育環境を整備するため児童を受託した里親への支援を充実することが必要であり、このための体制整備が必要不可欠である。

フォースターリング業務の担い手は児童相談所であり、まずはその体制強化を行うことが先決であることから、近年、増員が図られている一方で、調査した児童相談所では人材確保が困難などの現実的な課題に直面している実態があり、その体制強化に限界がある状況がみられた。

フォースターリング業務の外部委託は、児童相談所の体制強化に限界がある場合の解決策の一つであり、また、外部委託により支援が重層的になることから、より手厚い支援につながることが期待できる。

調査結果のとおり、外部委託の効果として、相談窓口の体制や家庭訪問の充実などが認められたが、外部委託を未実施の都道府県市（一部未実施を含む。）では「委託先が見つからない」、「児童相談所が直接実施すべき業務と考えている」などの理由で外部委託が

³⁴ 14 都道府県市のうち 12 都道府県市では、「都道府県社会的養育推進計画」や「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に「関係機関の役割分担が課題である」と明記している。

行われていない状況がみられた。一方で、「委託先が見つからない」との課題については、関係機関で新たな法人等を設立するなどにより課題を解決し、外部委託を実現させている都道府県市がみられた。このような課題解決に当たっては、多忙な児童相談所の自主的な取組に委ねるのではなく、国が外部委託を実施する際の課題を整理し、その解決の経緯や取組等を示すことで、外部委託を円滑に進めることができると考えられる。また、「児童相談所が直接実施すべき業務と考えている」としている点については、フォスターイング業務を児童相談所が直接担うか、外部委託により代替するかの必要性の判断は各都道府県市に委ねられる。ただし、今後、里親委託が進むと関連業務が増加し児童相談所だけでは担いきれない可能性があり、外部委託を検討することも必要であると思われるが、その際には、児童相談所が委託後しばらくの間、外部委託先団体と業務を一緒に実施し信頼関係を構築したなどの工夫事例が参考になると考える。

なお、外部委託を進めてきたことによる課題として、関係機関の役割分担が挙げられており、都道府県市が当座の対応を行っているものの、令和6年4月に、里親支援センターが発足し、関係機関が増えたことで役割分担が更に複雑化する可能性もあり、国はその状況を注視しておく必要があると考える。

【所見】

こども家庭庁は、登録里親を確保するためのリクルート活動や未委託里親への支援等を実施する児童相談所の体制・機能を補完し、里親への重層的な支援を推進する観点から、都道府県市が外部委託を行う際の課題を把握するとともに、それらの解決の参考となる優良事例を収集した上で、同事例の中で課題解決に至った経緯や具体的な取組等を整理し、都道府県市に提供するなど、外部委託を進める都道府県市の支援を行うこと。